

かなざわ在宅ICTネット会則

(名称)

第1条 本会は、「かなざわ在宅ICTネット」と称する。

(目的)

第2条 本会は、金沢市中央地区等を対象として、在宅医療介護連携とICT環境の普及活用の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 在宅医療及び医療・介護連携の推進を図るための環境の整備に関すること
- (2) 多職種を対象とした在宅医療及び医療・介護連携に関する研修等の実施に関すること
- (3) その他本会の目的達成上必要なこと

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する医療・介護・福祉等の事業に従事する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
会務を総括し本会を代表する。
- (2) 副代表 若干名
代表を補佐する。なお、副代表のうち1名を代表代理とし、代表が職務不能のときにその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。

(役員を選任)

第6条 代表は、第2条の目的に基づき、運営委員会において運営委員の中から選出する。

2 副代表は、会員の中から代表が委嘱する。

3 副代表の代表代理は、副代表の中から代表が委嘱する。

(役員任期)

第7条 委員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 本会は、運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は、役員及び役員から指名された会員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は、本会の会務に関する事項を議決する。
- (3) 運営委員会は、必要に応じて開催する。

(会則の変更)

第9条 本会則は、運営委員会の過半数の賛成により、変更することができる。

附 則

本会則は、平成28年1月23日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、令和4年10月1日から改正施行する。
- 2 本会則の改正施行後最初の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。